提出が必要な資料の一覧は以下のとおり。なお、各補助メニューの申請における必要資料の詳細は、各事業シートを参照すること。

ØΑ	Service An	提出を要する交付申請者	IM AL		
16.77		提出を要する交付申請者 各事業のシートを参照し、各交付申請者が該当する書類を提	許可取得時から社名等が変わっている場合は、会社沿革等で過去の社名との		
	各種事業者の許可証等	出ください。	関係がわかる資料を合わせて提出		
	各種事業者を構成員に含むことを証する資料(団体のメンバーリスト等)	各種事業者を構成員に含む団体	各団体のメンバーを表示したWebサイトの画面プリントアウトでも可		
	公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定証の写し	貸切バス事業者	左記を証する書類、または(公財)日本バス協会 Web サイトの認定事業者一覧 の該当箇所にマーカーしたものでも可		
の要件を確認する事項	通帳の写し、またはネットパンキングのコピー	全申請者 (マイベージ作成後、最初の交付申請時に提出)	の級目間がにマーガーしたものでも可		
の会別	反社響約書	全申請者 (マイベージ作成後、最初の交付申請時に提出)	リース会社による申請の場合には、 <u>リース会社、及びリース会社から車両を</u> 借用する者の両方の提出が必要		
	仕入れ税類控除を行うことができない旨の理由書	交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない事業者であ る場合のみ、提出	様式集から作成・プリントアウト後、署名し、PDFで提出		
	生活交通確保維持改善計画若しくは生活交通改善事業計画	パリアフリー化設備等整備事業に申請する交付申請者			
	地域における受入環境整備促進事業補助金交付要網に基づき策定される事業実施計画 地域における受入環境整備促進事業費補助金交付要網附別第9条第1項に基づき作成さ	交通サービス利便向上促進事業に申請する交付申請者			
	れた観光二次交通高度化事業に係る観光二次交通高度化計画 (国土交通大臣の認定を受けたもの)	観光二次交通高度化事業に申請する交付申請者			
	上記の二次交通高度化計画の策定に対する、地方公共団体の同意書	地方公共団体以外で、観光二次交通高度化事業に申請する交 付申請者			
· 交付油官条件	※従業員に対する賃上げを計画する場合 賃上げを実施することの計画書	パリアフリー化設備等整備事業、交通DX・GXによる経営 改善支援事業、交通サービス利便向上促進事業に申請する交	様式集から作成・プリントアウト後、署名し、PDFで提出		
	※従業員に対する賃上げを計画しない場合	付申請者で、必要な場合			
ニュー等の申請	以下のうちどちらかを提出				
に必要な書類	・道路運送法の規定に基づき、国土交通省に提出した旅客自動車運送事業等報告規則	パリアフリー化設備等整備事業、交通DX・GXによる経営			
	(昭和39年運輸省令第21号) 第2条に定める事業模況報告書及び一般旅客自動車運送事 業損益明細表の写し (令和5年度及び令和4年度)	改善支援事業、交通サービス利便向上促進事業に申請する交			
	 「一般乗合旅客自動車運送事業の要素別原価報告書について」(平成14年3月29日国 	付申請者で、必要な場合			
	自旅第206号)に定めるところにより作成された要素別原価報告書 (令和5年度及び令				
	和4年度)	パリアフリー化設備等整備事業、交通DX・GXによる経営			
	交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証制度認定証の写し	改善支援事業等、交通サービス利便向上促進事業に申請する	申請要件上、認証が取得できない場合 (例:運送事業事業許可取得後3年以上経過していない場合等)には不要。取得できない理由を証する資料を提出		
		交付申請者で、必要な場合			
	各交付決定条件を期日までに充足する旨の誓約書	交付決定条件を交付申請時において満たしていない事業者 パリアフリー化設備等整備事業のうち、B4, B5に申請する交	様式集から作成・ブリントアウト後、署名し、PDFで提出		
	ユニバーサルドライバー研修の受講者数調べ	付申請省	様式集から作成し、PDFで提出		
	UDタクシーに関する研修の実施を証する書面	バリアフリー化設備等整備事業のうち、B4, B5に申請する交付申請者	様式集から作成し、PDFで提出 以下の項目を記載した資料を提出すること(様式自由)。		
	実施する事業の概要がわかる資料(事業内容設明)	事業概要について詳細説明を要する場めメニューを申請する 交付申請者 (詳細は、名事業シートを参照)	- 対象となる場別対象/ニュー記号と項目名 ・作成する物品名、計画する事業名 - 目的、必要性 - 実施場所 - 対象権、人数 - 投入要素、 費用 - ポタエル - ポタエル - ステジュール		
			以下の項目がわかる仕様書、カタログ、スペックの詳細が示された書類、		
各補助メニュー 等の申請に必要 な書類	実施する事業の概要がわかる資料 (発注内容説明)	発注内容について詳細説明を要する 補助メニューを申請する 交付申請者 (詳細は、各事業シートを参照)	ホームページ等の画面の印刷等のいずれかを提出。 (複数の形式がある場合等は、本申請対象のものの箇所をマーカー等で囲む等、明示すること) ・機材等の場合:製造者、型式、写真、性能表示、希望小売価格など		
			どのようなシステムかわかる仕様書を提出すること。以下の内容を記載し、		
			様式は自由。 ・目的		
	実施する事業の概要がわかる資料(システム導入)	<u>システム導入等</u> に関する各補助メニューを申請する交付申請者(詳細は、各事業シートを参照)	・ 日的 ・ システムの概要		
		M (Malent P Asses 1 of Salat)	・ システムの構成図		
			・ハードウェア、ソフトウェアの仕様		
	英語する事業の概要がわかる資料(研修等)	硼煙室 に関する名植助メニューを申請する交付申請者 (詳細 は、各事業シートを参照)	以下の項目を記載した類科を提出すること(様式自由)。 ・対象となる場別を光コーンアラリ項目名 ・研络・加容企画概要 ・対象を ・対象を ・対象を ・対象を ・対象を ・対象を ・対象を ・対象を ・対象を ・対象を ・対象 ・対象を ・対し ・対象を ・対し ・対し ・対し ・対し ・対し ・対し ・対し ・対し		
	補助対象事業にかかる「2者以上の見積書」		詳細は交付決定の手引きを参照。様式集掲載の様式から取引先に作成を依頼 し提出しても可		
	補助対象事業にかかるリース見積書(※)	旅客運送事業者に車両を貸与する交付申請者(※)	リース会社が車両購入に対して補助金交付申請をする際には、車両が実際に 賃与されることを確認するため、リースの借手に対して発行した見積書を提 出すること		
	※交付申請時点で発注・契約等が実施済の場合	旅客白動車運送事業者の人材確保事業、交通サービス利便向 上促進事業に申請する交付申請者で、交付決定日前に着手し			
5. 中面积	補助対象事業にかかる「注文書」または「契約書」 業者書作授申書	た場合 1者しか見積書を取得できない場合、1者しか見積りを取得で	様式集から作成し、PDFで提出		
	州 有	きない合理的な理由を記載して提出	様式集から作成し、PDFで提出 交付申請計算額ファイルに申請内容を入力、算定された数値をマイページ申		
1	交付申請額計算ファイル		父行申請計算級ファイルに申請内容を入力、算定された数値をマイペーシ申 請面面に入力ください。また、入力されたファイルをExcelで提出くださ		

※ 旅客運送事業者に車両を貸与する交付申請者(リース会社)が申請する場合の留意事項

リース会社は、リースの借手の事業者と連携し、以下の資料をご用意いただき交付申請をお願いします。

[リース会社が取得する原光会社からの専用購入に関する規格 (2春以上)]
・リース会社に知いても、近は以上の原光会社等からの原理 (同一規格を付) を設備し、その中から最低価格を提供した販売会社の見解金額に基づいて欠付申請を行ってください。
・社社上の見限を対していない場合、または無低無能を提取した販売会社を課金してない場合は、その返定者由を得らかにした<u>電金速で理由</u>を分析では関土してください。
(なお、10タクシー等人、(開放メニューBL版) に関しては、1社分の見機者で申請が可能です。その際には、様式集の「84、85円の選定者由書」を合わせてご提出ください。))

【リースの毎年に対して発行するリース見機器】 交付申申する車形が実際に第軍に培えれることの確認のため、交付申請業高に係るリースの機手(タケシー・バス等の無蓄運送事業者)発に、交付申請者が作成したリース契約の見限書を提出してください。 (交付決定司に書手が可能な事業で、契約制能法の場合にはリース契約割) 複数自の交付申録を行う場合には、分付申録を行う自致分の思視数が必要です。

(1) バリアフリー化	設備等整備事業			補助対象事業者								
					乗合バス関係		タクミ	/一関係				
			必要書類	・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般乗合旅客自動車運送事業者を 構成員に含む団体	一般乗合旅客自動車運送事業者に車 両を貸与する者(リース会社)	パスターミナル事業者	・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者を 構成員に含む団体	一般乗用旅客自動車運送事業者に車 両を貸与する者(リース会社)				
		1	旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面(旅客自動車運送事業許	0	O*1	-	0	O*1				
			可証の写し等)									
(補助事業者の要件を確認する書類)		2	自動車ターミナル法に基づくバスターミナル事業の許可証等の写し	-	-	0	-	-				
		3	旅客自動車運送事業者を構成員に含むことを証する資料 (団体のメンバーリスト等)	○*2	-	-	○*2	-				
		4	通帳の写し、またはネットバンキングのコピー	O*4	○*4*5	O*4	○*4	O*4*5				
		(5)	反社誓約書	○*4	○*4*5	○*4	○*4	○*4*5				
		6	※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	O*3	-	-	○*3	-				
			以下のうちどちらかを提出									
(各事業の交付決定条	各事業の交付決定条件を確認する書類)		・生活交通確保維持改善計画若しくは生活交通改善事業計画 ・事業完了実績報告までに計画の策定が見込まれる旨の誓約書(PDFで提 出)	0	O*1	0	0	O*1				
		8a	※従業員に対する賃上げを計画する場合	0	O*1	0	0	O*1				
(各補助メニューの申 請に必要な書類)	<u>B4、B5</u> を申請する 場合	8b910	般旅客自動車運送事業損益明細表の写し (令和5年度及び令和4年度) ・「一般乗合旅客自動車運送事業の要素別原価報告書について」 (平成14年 3月29日国自旅第206号) に定めるところにより作成された要素別原価報告書 (令和5年度及び令和4年度) 以下のうちどちらかを提出 ・交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証制度認定証の写し・期日までに認証を受ける旨の誓約書 (PDFで提出) 以下のうちどちらかを提出 ・工ニバーサルドライバー研修の受講者数調べ (PDFで提出) ・事業完了実績報告までに充足する旨の誓約書 (PDFで提出) 以下のうちどちらかを提出	O*6 O	O*1 O*1*6 O*1	O*6	O*6	O*1*6 O*1 O*1				
	<u>B9</u> を申請する場合	12	概要がわかる資料	0	-	0	-	-				
	<u>B10</u> を申請する場合	13	タクシー乗り場移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供の事業内容の 概要がわかる資料	-	-	-	0	-				
	全ての補助メニュー申請で必要な書類	(4)a	・補助対象事業にかかる「2者以上の見積書」 ・1者しか見積書を取得できない場合には、当該「見積書」、及び1者しか見 積りを取得できない合理的な理由を記載した「業者選定理由書」(PDFで提 出)	()	0	0	0	0				
		_	補助対象事業にかかるリース見積書	-	O*1	-	-	O*1				
		(13)	交付申請額計算ファイル	0	0	0	0	0				

- *1…リース契約による借り手の資料を提出すること
- *2…各事業者を構成員に含む団体のみ提出すること
- *3…団体等で、消費税の仕入れ税額控除を行わず消費税を補助対象経費に含んで申告する交付申請者のみ提出が必要
- *4…マイベージ作成後、最初の交付申請時に提出が必要
- *5…リース会社による申請の場合には、リース会社、及びリース契約による借り手の両方の提出が必要
- *6…申請要件上、認証が取得できない場合(例:運送事業事業許可取得後3年以上経過していない場合等)には不要。取得できない理由を証する資料を提出

(2) ①交通DX·G	Xによる経営改善支払	事業		植助対象事業者								
				乗合パス	関係	貸切バス関係	タクシー関係	公共ライドシェア関係	日本版ライドシェア関係			
			必要書類	・一般乗合旅客自動車運送 事業者 ・一般乗合旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体	パスターミナル事業者	・一般貸切旅客自動車運送 事業者 ・一般貸切旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体	・一般乗用旅客自動車運送 事業者 ・一般乗用旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体	自家用有價旅客運送者 (交通空白地有價運送 を行う者)	一般乗用旅客自動車運送事 業者(自家用車活用事業を 行う者)			
		1	旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面 (旅客自動車運送事業 許可証の写し等)	0	-	0	0	-	0			
			自動車ターミナル法に基づくパスターミナル事業の許可証等の写し	-	0	-	-	-	-			
			公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定証の写し	-	-	0	-	-	-			
			自家用有價旅客運送を行っていることを証する書面 (自家用有價旅客運送 者登録証の写し等)	-	-	-	-	0	-			
(補助事業者の要件	牛を確認する書類)	(5)	自家用車活用事業許可証の写し	-	-	-	-	-	0			
		6	旅客自動車運送事業者を構成員に含むことを証する資料 (団体のメンバー リスト等)	O*2	-	○*2	O*2	-	-			
			通帳の写し、またはネットパンキングのコピー	O*5	O*5	O*5	O*5	O*5	O*5			
		(8)	反社營約書	O*5	O*5	O*5	O*5	O*5	O*5			
		9	※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	O*1	-	O*1	O*1	O*1	O*1			
		(Ba	※従業員に対する賃上げを計画する場合 賃上げを実施することの計画書(PDFで提出)	O*3	0	O*3	○*3	-	0			
(各事業の交付決定組	条件を確認する書類)	@b	等収集第4、以下5 本民上が全計量しない場合 以下5 かるとちらか発出 は大型を指数に使用した。 は、直接を連絡や検定は、 が発生的機能を使用していません。 一般解析を創業に使用していません。 一般解析を創業に使用していません。 一個解析を対象に使用していません。 一個解析を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	○*3	0	○*3	○*3	-	0			
		(8)	以下のうちどちらかを提出 ・交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証制度認定証の写し ・期日までに認証を受ける旨の誓約書(PDFで提出)	O*3*6	○*6	O*3*6	O*3*6	-	○*6			
	全ての補助メニュー 申請で必要な書類	9	 補助対象事業にかかる「2者以上の見機曹」 ・1者にか見機曹を取得できない場合には、当該「見機曹」、及び1者しか 見幾りを取得できない合理的な理由を記載した「業者運定理由曹」 (PDF で提出) 	0	0	0	0	0	0			
(各補助メニューの		(1)	交付申請額計算ファイル	0	0	0	0	0	0			
	D1~D14、D16~ D24、D29、D30、 D31を申請する場合	99	システム、または実施する事業の概要がわかる資料(システム仕様書等)	O*4	O*4	O*4	○*4	O*4	O*4			
			81・団任等で、消費を付よれた際配別を行わず消費を補助対象設質に 20・各事業を構成員に含む団体のみ提出すること 30・指帯運送事業を構成員に含む団体は世半不要(D25-D28の参議を 44・金をパス、貸切バス事業者は、D22のメニューは申請不可。また集合 55・ロイベージが成決、着初の欠付申請に提出が必要 65・ロイベージが成決、着初の欠付申請に提出が必要 66・中海要件上、認証が取得できない場合(例:運送事業事業許可助得後	する場合は、要提出) ベス事業者 <u>以外は</u> D20のメニ	ューは申請不可。	ない環由を証する資料を提出						

			- 10181812 - 1 - 0 - 0 - 0	.,	ない理由を証する資料を提出					
(2) ②旅客自動車運送事業者の人材確保事	果				補助対抗	t 事業者				
			乗合パス	関係	貸切バス関係	タクシー関係	公共ライドシェア関係	日本版ライドシェア関係		
		必要書類	・一般乗合旅客自動車運送 事業者 ・一般乗合旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体	パスターミナル事業者	一般貸切旅客自動車運送 事業者 一般貸切旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体	・一般乗用旅客自動車運送 事業者 ・一般乗用旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体	自家用有價旅客運送者 (交通空白地有價運送 を行う者)	一般乗用終客自動車運送事 業者(自家用車活用事業を 行う者)		
		旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面 (旅客自動車運送事業 許可証の写し等)	0	-	0	0	-	0		
	2	自動車ターミナル法に基づくパスターミナル事業の許可証等の写し	-	0	-	-	-			
	3	公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定証の写し	-		0	-	-			
(採効事業者の要件を確認する書類)		自家用有債終客運送を行っていることを証する書面 (自家用有債終客運送 者登録証の写し等)	-	-	-	-	0	-		
(機助争果有の安計を確認する香剤)	3	白家用車活用事業許可証の写し	-	-	-	-	-	0		
	6	構成員に含むことを証する資料 (団体のメンバーリスト等)	O*2	-	O*2	O*2	-	-		
	7	通帳の写し、またはネットパンキングのコピー	O*6	○*6	O*6	○*6	○*6	○*6		
	(8)	反社誓約書	O*6	○*6	○*6	○*6	○*6	○*6		
	9	※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	O*5	-	○*5	O*5	O*5	○*5		
各事業の交付決定条件を確認する書類)	18	以下のうちどちらかを提出 ・交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証制度認定証の写し ・期日までに認証を受ける旨の誓約書	O*3*7	○*7	O*3*7	O*3*7	O*7	O*7		
		※安侍申請時点で発達・契約等が実施派の場合 ・振力対象率第二かから「注文書」または「契約書」(令和6年12月17日 以限の注文日のものに限る) ・上記に係る発注・契約先を選定した際に取得した「相見機曹」、または1 者しが見随者取得していない場合には、選定場由を記載した「最有選定 理由書」	0	0	0	0	0	0		
全ての補助メニュー申請で必要な書類	ΩЬ	※交付申請時点で発達・契約率を行っていない場合 ・指向対象事業にかかる「と答以上の見見意」 ・1者しか見携意を対等できない場合には、当該「見機書」、及び1者しか 見損りを取得できない合理的な場面を記載した「業者選定項曲書」	0	0	0	0	0	0		
		H1~H10を申請する場合、研修やイベントの内容がわかる資料(イベント 原要等)	O*4	○*4	O*4	0	O*4	O*4		
ŀ		交付申請額計算ファイル	0	0	0	0	0	0		

・要導類 ・どちらかを提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 一使果会旅客自動車運送 事業者 ・ 使果会旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	乗合バス関係 - 投発会旅客自動車運 - 投発会旅客自動車運 (リース会社)	バスターミナル 事業者 - - - - -	資切水。 ・一般貨切旅客自動車運送 事業者 ・一般貨切旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体 ○ - ○	- 般鏡切旅客自動車運 三 一般鏡切旅客自動車運 5 事業者に車両を資与 する者(リース会社) 	タクシ ・一般果用旅客自動車運送 事業者 ・一般果用旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体	一般果用旅客自動車運 送事業者に車両を貸与 する者(リース会社) ○*1	公共ライドシェア関係 自家用有債旅客運送 者(交通空白地有債 運送を行う者)	レンタカー関例・レンタカー事業者・レンタカー事業者構成員に含む団体
かららかを提出 海運延等業を営んでいることを証する書面 (旅客自動車運送等 沙写し等) - 事業を営んでいることを証する書面 ミカル地に基づくパスターミナル事業の昨可証等の写し、 人日おくな場合による契切パス事業を受全性評解変更近の写し、 振客選返を行っていることを証する書面 (自案用有債務客運送 グアし等) - アレックカー事業者を構成員に含むことを証する のガンパーリスト等) - 、まだはネットパンキングのコピー 「 本行場を作りことができない旨の団由書 どうらかを提出 ジングラムを提供を作りませた。 「 本行場を作りことができない旨の団由書 どうらかを提出 ジングラムを提供を得事業補助金欠付要額に基づき策定される 一部	事業者 - 一般乗合旅客自動車運送 事業者を構成員に合む団体	送事業者に専同を貸与する者(リース会社) 〇*1	事業者 - - - -	事業者 - 一般貸切旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体	送事業者に車両を貸与 する者 (リース会社) ○*1	事業者 ・一般乗用旅客自動車運送 事業者を構成員に含む団体	送事業者に車両を貸与 する者 (リース会社)	者 (交通空白地有債 運送を行う者)	・レンタカー事業も 構成員に含む団体
「神悪近事業を営んでいることを証する書面(熊常自動事連送事 79.1等)) 一事業を営んでいることを証する書面 こさか法に基づくパスターこナか事業の許可証等の写し 入日本バス略による資切パス事業者安全性評価設定定の写し 議院審選を行っていることを証する書面(自京用有債務を運る 「運送事業者又はレンタカー事業者を構成員に含むことを証する のメンバーリスト等) 、まだはネットパンキングのコピー 「 1番が開発の仕入れ税額理除を行わない場合 提別を行うことができない当の価品書 ごどうかる発出 ごどうかる発出 ジンさの人の表現地整備促進事業補助金父付要順に基づき策定される 「当	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	O+9+10 	-	- 0	-	·	O*1 - -	-	0
・3ナル法に基づくパスターミナル事業の時刊証券の写し 人民日本化の場合に会 設切・パス事業の受社評価原定担今上 批談条選及を行っていることを証する書面(自来用有債款等運送 79と1等) 「運送事業で以はレンタカー事業者を構成員に含むことを証する 50プメンバーリスト等) 、またはキットパンキングのコピー 「確が消費機の仕入れ税額賠除を行わない場合 担別を行うことができない当の団由書 どうちかを提出。	○*9 ○*9	O*9*10	-	-	O*1	-	-	-	-
以日本バ協会による資助パイ集業者安全性野部原定の写と は常る選歩を行っていることを証する書面(自東用有債務等運送 万旦第) 「運送事業者又比レンタカー事業者を構成員に含むことを証する のメンバーリスト等) 、またはネットバンキングのコピー ・ 「権が消費機の仕入れ契額競を行わない場合 社院を行うことができない旨の環由書 どちらかを提出 ジブラの大型製造機促送事業補助金欠付要綱に基づき策定される 「油製工業」とい	○*9 ○*9	O*9*10	-	-	O*1 -	-	-	-	1
振客基連を行っていることを証する書面 (自家用有債務等運送 「運送事業を又はレンタカー事業者を構成員に含むことを証する 助シメンパーリストラー 、またはネットパンキングのコピー 1 情が消費板の仕入れ税額設施を行わない場合 担別を行うことができない当の提出簿 どどらかるを提出 がごろか、海境理整備促進事業機助金欠付要額に基づき策定される に対していることができない。	○*9 ○*9	O*9*10		-					-
10のメンバーリスト等) ・、またはネットパンキングのコピー ・ 「春が消費機の仕入れ税類接触を行わない場合 被除を行うことができない旨の関由書 どちらかを提出 がよります。 がよります。 はなります。 はなります。 はなります。 はなります。 はなります。 はなりを開いる。 はなりを開いる。 はなりを開いる。 はなりを開いる。 はなりを表します。 はなりを開いる。 はなりを開いる。 はなりを開いる。 はなりを開いる。 はなりを見いる。 はなりをしいる。 はなりなりをしいる。 はなりをしなりをしなりをしなりをしなりをしなりをしなりをしなりをしなりをしなりをし	○*9 ○*9	O*9*10	- 0*9	O*2		-	-	0	-
書 著者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 技際を行うことができない旨の理由書 どちらかを提出 らどちらかを提出 当人環境整備促進事業補助金欠付要綱に基づき策定される 当価	O*9	O*9*10	O*9		-	O*2	-	-	O*2
有が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 控除を行うことができない旨の理由書)とざらかを提出 対ける受入環境整備促進事業補助金交付要綱に基づき策定される 面	-			O*9	O*9*10	O+9	O*9*10	O*9	O+9
接跡を行うことができない旨の理由書 どちらかを提出 ける受入環境整備促進事業補助金欠付要網に基づき策定される 画	O+8	-	O*9	O*9	O*9*10	O*9	O*9*10	O*9	O*9
さどちらかを提出 3ける受入環境整備促進事業補助金交付要網に基づき策定される 計画			-	○*8	-	○*8	-	○*8	O*8
"実績報告までに計画の策定が見込まれる旨の誓約書(PDFで提	0	O*1	0	0	O*1	0	O*1	0	0
対する賃上げを計画する場合 E施することの計画書(PDFで提出) 対する賃上げを計画しない場合	0	O*1	0	-	=	0	O*1	0	0
ンどちかを提出 法の房足に基づき、国土交通省に提出した旅客自動車運送事業 (原限309年運輸船令第21号) 第2条に定める事業販売報告書及 自動事運送事業開益明無及の写し、(令和5年度及が令和4年度) 会旅客自動事運送事業の要素別原価報告書について」(平成14 国自販業200号) に定めるところにより作成された実無別原価報	0	O*1	0	-	-	0	O*1	0	0
出立子及及び予和学生の とでもらかを提出 目日において有効な運転者職場環境良好度認証制度認定証の写し でに認証を受ける旨の誓約書(PDFで提出)	O*11	O*1*11	O*11	-	-	O*11	O*1*11	-	-
京車両、改造、合わせてシステムや機器を導入する場合にはシス	O*3	O*3	O*3	O*4	O*4	O*5	O*5	O*6	0*7
		-		-				-	0
	0	-	0		-		-	0	0
ンステムの概要がわかる資料 (システム仕様書等)	0	-	0	-	-	-	-	0	0
3客の概要がわかる資料(仕様書等)	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	0
1巻の概要がわかる資料 (年禄書やカメロク寺) 1業の概要がわかる資料 (事業計画資料等)	0	-	0	0		0	-	0	0
R容の概要がわかる資料 (仕様書等)	0	O*1	0	0	O*1	-	-	-	-
時島点で発生・契約等が実施また場合 事業にかかる「注文書」または「契約書」(令和7年3月31日 (日のものに限る) 16免法・契約先を選定した際に数得した「租見積書」、または 積載を取得していない場合には、選定理由を記載した「業者選 (PDFで製出)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時点で発注・契約等を行っていない場合 事業にかかる「2者以上の見積書」 見積載を取得できない場合には、当該「見積書」、及び1者しか 取得できない合理的な理由を記載した「業者選定理由書」(PDF	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時点で発注・契約等が実施済の場合 業にかかるリース契約書(令和7年3月31日以降の契約日のも	-	O*1	-	-	O*1	-	O*1	-	-
3時点で発注・契約等を行っていない場合 F業にかかるリース見積書	-	O*1	-	-	O*1	-	O*1	-	- 0
6. 美国和10 新20 00 10 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11	自称事選系事業知過期機会の写し (令和1年度及び今和4年度) 自動事選系事業地通期機会の写し (令和1年度) 自動業選索等等等を重要事業所需要的書意 (ついて) (年度) 自動業のの等)に定めるところにより作成された要素別原価額 5年度及び令和4年度) 日において有効。基準な機構機構換及好度認証制度認定延の写し 上記がて有効を基準な機構機構換及好度認証制度認定延の写し 上記がて有効を基準な機構機構換及好度認証制度認定延の写し 上記がて有効を基準な機構を有力ので受け 事期、改造、合わせでシステルで機器を導入する場合にはシス 主子度内容の展更がわから資料(性機等) ステムの展更がわから資料(性機等) ステムの展更がわから資料(性機等) ステムの展更がわから資料(性機等) のの歴更がわから資料(性機等) のの歴更がわから資料(性機等) のの歴更がわから資料(性機等) との必要がわから資料(性機等) をの概要がわから資料(性機等) をの概要がわから資料(性機等) をの概要がわから資料(性機等) をの概要がわから資料(性機等) をの概要がわから資料(性素等) 特別を介護するとない場合には「契約書」(令和7年3月31日 日のものに限る) を受性・契約手を選定した際に取得した「相見構書」、または 書を使用で担いていない場合・ 事業にかから「は文書」または「契約書」(令和7年3月31日 日のものに限る) は、変型機能を対していない場合 事業にかから「は文書」または、返定理由を記載し「業者選 関格を発性・契約等を行っていない場合 業性に対象に対象に対象には、当該「見精書」、及び1章とか 同でをない合理的な理由を記載した「業者選 提携者を設備できない合理的な場合との見解さ	自由東亜医事業用益明報表の学生(今和5年度及び中和4年度) 金添客自由東亜産業の要素別価値報金について)「中間は 自自無限の6年)に定めるところにより作成された要素別原価額 が関及の企和地位の学)に定めるところにより作成された要素別原価額 (学店及の企和地位の学的と、「企業のでは	日前来更近事業開始制限表の写上(令和日東及が今和日東度)	自動業更多事業開始明報表の別し (令和5年度及6今和4年度) 金融家自動業更更多で業別所需要第三のいて [年度14 自動業第20年)	自由業更近事業開始制限表の日、(令和日年度及び今和日年度)	自動業選手業際結婚開発の写と (今初の集別を関係書籍について) 「中記14 自由無潔200年以上 (今初の集別を開発書籍について) 「中記14 自由無潔200年)に実めるところにより作成された異素別原領報 500年度が200年度は (1920年度) (1	自由東京日東京教育 知明報の日本の日に「保知権国政の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	自由業主任業業担担制無限の写し (令和15年度及16年以後)	201 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0

(4) 地方ゲートウェイの	引新事	業	補助対象事業者										
			乗合バス	乗合パス関係 貸切パス関係 タクシー関係			公共ライド シェア関係	日本版ライド シェア関係	レンタカー関係				
		必要書類	・一般乗合旅客自動 車運送事業者 ・一般乗合旅客自動 車運送事業者を構成 員に含む団体	バスターミナル 事業者	・一般貸切旅客自動 車運送事業者 ・一般貸切旅客自動 車運送事業者を構成 員に含む団体	車連送事業者 ・一般乗用旅客自動	タクン一乗移通工作物別標準による適正化事実実施機 関、鉄軌道事業者、素道事業者、素道施設を所有する 者、本序検空運送事業者、裁定無客クニミナル施設を設 重し又は管理する者、空港の利用促進に取り組む地方公 共団体及び協議会、地方公共団体、地方公共団体及び民 団事業者等により場成される協議会	白地有償運送を	一般乗用旅客自 動車運送事業者 (自家用車活用 事業を行う者)	・レンタカー事業者 ・レンタカー事業者を 構成員に含む団体			
		以下のうちどちらかを提出 ・旅客自動車運送事業を営んでいることを延する書面(旅 客自動車運送事業許可証の写し等) ・レンタカー事業を営んでいることを証する書面	0	-	0	0	0	-	0	0			
	2	自動車ターミナル法に基づくパスターミナル事業の許可証 等の写し	-	0	-	-	-	-	-	-			
(補助事業者の要件を確認す	3	公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評 価認定証の写し	-	-	0	-	-	-	-	-			
る書類)	4	自家用有償旅客運送を行っていることを証する書面(自家 用有償旅客運送者登録証の写し等)	-	-	-	-		0	-	-			
	(5)	自家用車活用事業許可証の写し	-	-	-	-	-		0	-			
	6	旅客自動車運送事業者又はレンタカー事業者を構成員に含 むことを証する資料(団体のメンバーリスト等)	O*1	-	O*1	O*1	O*1	-	-	O*1			
	7	通帳の写し、またはネットバンキングのコピー	O*3	O*3	O*3	O*3	O*3	O*3	O*3	O*3			
	8	反社誓約書	O*3	O*3	O*3	O*3	O*3	O*3	O*3	O*3			
	9	※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	O*2	-	O*2	O*2	O*2	O*2	O*2	O*2			
全ての補助メニュー申請で 必要な書類	10	・補助対象事業にかかる「2者以上の見積書」 ・1者しか見積書を取得できない場合には、当該「見積 書」、及び1者しか見積りを取得できない合理的な理由を記 載した「業者選定理由書」(PDFで提出)	0	0	0	0	0	0	0	0			
	(1)	交付申請額計算ファイル	0	0	0	0	0	0	0	0			
(各補助メ ニューの申請 に必要な書 類) G1~G5を申 請する場合	12	二次交通への円滑なアクセスに関する事業内容の概要がわかる資料	0	0	0	0	0	0	0	0			

^{*1…}各事業者を構成員に含む団体のみ提出すること

^{*2…}団体等で、消費税の仕入れ税額控除を行わず消費税を補助対象経費に含んで申告する交付申請者のみ提出が必要

^{*3…}マイベージ作成後、最初の交付申請時に提出が必要

(5) 観光二次交通高	度化事業			補助対象事業者							
				公共ライト	ジェア関係	日本版ライドシェア関係					
			必要書類	自家用有償旅客運送者(交通空白 地有償運送を行う者)	自家用有償旅客運送を実施しよう とする者(交通空白地有償運送を 行おうとする者に限る)	一般乗用旅客自動車運送事業者 (自家用車活用事業を行う者)	自家用車活用事業の実施を域内に おいて進めようとする地方公共団 体				
		1	旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面(旅客自動車運送事業許可証の写し等)	-	-	0	-				
		2	自家用有價旅客運送を行っていることを証する書面(自家用有價旅客運送者 登録証の写し等)	0	-	-	-				
(補助事業者の要係	‡を確認する書類)	3	自家用車活用事業許可証の写し	-	-	0	-				
		4	通帳の写し、またはネットバンキングのコピー	○*2	○*2	○*2	○*2				
			反社誓約書	○*2	○*2	○*2	○*2				
		6	※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	O*1	O*1	○*1	O*1				
(各事業の交付決定条	サ も . T☆=3 → フ 中 *芯)	7	地域における受入環境整備促進事業費補助金交付要綱附則第9条第1項に基づき作成された観光二次交通高度化事業に係る観光二次交通高度化計画(国土交通大臣の認定を受けたもの)	0	0	0	0				
(音争素の交別 法定来)	十を唯祕りる香規/	8	地方公共団体以外の者による二次交通高度化計画の策定に対する、地方公共 団体の同意書	0	0	0	-				
		9	導入予定の公共ライドシェア、日本版ライドシェアの事業概要がわかる資料	0	0	0	0				
(各補助メニューの申	全ての補助メニュー 申請で必要な書類	10	・補助対象事業にかかる「2者以上の見積書」 ・1者しか見積書を取得できない場合には、当該「見積書」、及び1者しか見 積りを取得できない合理的な理由を記載した「業者選定理由書」(PDFで提 出)	0	0	0	0				
情に必要な書類)		(1)	交付申請額計算ファイル	0	0	0	0				
調に必安な音類)	<u>R2</u> に申請する場合	(12)	導入するシステムの概要がわかる資料(仕様書等)	0	0	0	0				
	R3~R6 に申請する 場合	13)	導入する装備、端末の機能等、実施する事業の概要がわかる資料 (事業計画 資料等)	0	0	0	0				
	<u>R7</u> に申請する場合	(14)	ライドシェア導入時の募集内容がわかる資料(募集に関する資料等)	0	0	0	0				

^{*1…}団体等で、消費税の仕入れ税額控除を行わず消費税を補助対象経費に含んで申告する交付申請者のみ提出が必要

^{*2…}マイページ作成後、最初の交付申請時に提出が必要